

神戸市立山田中学校いじめ防止基本方針

H26. 3. 7

H30. 6. 27

R1. 10. 30

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命に関わる問題であること」という基本認識に立ち、本校の生徒が校訓「広い視野 ゆたかな心」をもとに、楽しく心豊かな学校生活を安心して送ることができ、いじめのない学校をつくるために「神戸市立山田中学校いじめ防止基本方針」を改定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、以下の3つである。

- ① 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行う。
- ② 生徒、教職員の人権感覚を高め、生徒と生徒、生徒と教職員などの校内における温かな人間関係を築く。
- ③ 学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ丁寧に対応する。

いじめ問題について家庭・地域ならびに教育委員会事務局、神戸市こども家庭センター、その他の関係機関との連携をはかりつつ、上記の3つのポイントに重点を置いて取組を進める。

1 「いじめ」とは・・・

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 本校の教職員の姿勢

- ・ 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・ 生徒が自己実現を図れるように、授業改善に取り組む。
- ・ 個々の生徒を認め、尊重し、生徒の思いやりや命を大切にする心を育む道徳教育や体験活動の充実を図る。
- ・ 「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」という姿勢をさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・ 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告、学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・ 問題が解決した後も、継続した粘り強い指導・観察を行う。

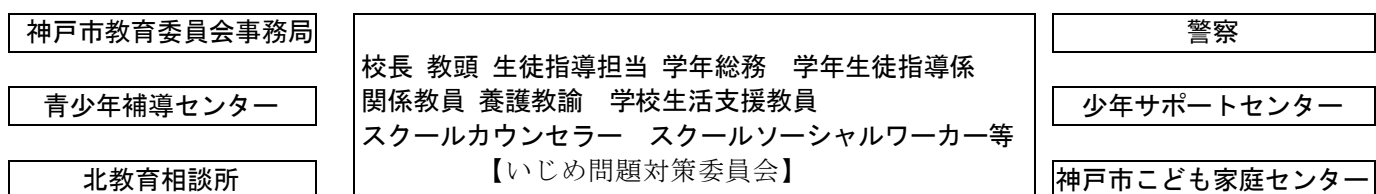
3 校内体制について

(1) 山田中学校いじめ問題対策委員会を設置する。

山田中学校いじめ問題対策委員会

○組織の構成・・・校長、教頭、生徒指導担当、各学年総務、各学年生徒指導係、関係教員、養護教諭、学校生活支援教員（通級担当）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

【組織図】



(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づくいじめ防止等の取組の実施を行う。
- ・いじめの相談やいじめに関するアンケート調査などの集約を行い、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が円滑な情報共有を行うようにする。
- ・本校のいじめ防止等の取組について取組の検証と改善を行う。

4 いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められお互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・授業改善を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感、成就感を育てる。
- ・思いやりや生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さについて、道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」という認識を、全ての生徒がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをする事は「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で

共有する。また、アンケート調査後にカウンセリング週間を設け丁寧な聞き取りといじめの早期発見に努める。

- ・いじめチェックリストを活用し、担任・部活動顧問を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭、学校生活支援教員（通級担当）を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、本校におけるいじめ防止のための取組をはじめ教育活動のようすを各種保護者会、学校だより、ふれあい懇話会（丹生懇話会）、地域での会合等を通じて情報発信し、理解と協力を求める。

5 「いじめ」の早期発見について

- ・カウンセリング週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・生活ノートを活用し、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行き、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担当はじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

6 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、生徒指導担当、学年主任、管理職に報告する。
全教職員で情報を共有し、いじめ問題対策委員会を中心に組織的な対応を検討する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、神戸市こども家庭センター、警察、神戸北部少年サポートセンターなどの関係機関と連携して対処する。

7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。また、個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流をより積極的に進める。職員研修で支援を要する生徒のケーススタディを行い、生徒理解に努める。

8 特に配慮を要する生徒への配慮

様々な特性や背景のある生徒に対しては、教職員の正しい理解のもと、日常的に適切な支援、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的にを行い、いじめの未然防止に努める。

- ・海外から帰国した生徒、外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ外国につながる生徒については、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、教職員、生徒、保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒については、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を行う。
- ・各地での災害や事故等により被災した生徒や避難をしている生徒については、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行う。
- ・特別な事情があり、親元を離れ、児童養護施設・児童自立支援施設等で生活をしている、または、した経験がある生徒に対し、その背景を十分に理解した上で、必要な支援を行う。

9 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に積極的に協力依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、生徒や保護者、地域への併発に努める。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

10 保護者・地域・校種間との連携

- ・保護者、PTAの組織と連携し、また、山田っ子応援団(神戸っ子応援団)等を活用した見守り体制を構築する。
- ・地域や校区内の小学校と連携し、いじめ問題に向き合う姿勢を共有し、学校からいじめを撲滅するための取組(いじめ防止小中地域会議など)を進める。

- ・PTAや地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

11 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に関係機関と連携を行う。

12 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、必ず指導の記録をとる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行いつつも、一方的な加害者扱いすることのないよう適切な指導をし、互いに尊重し認め合う人間関係を構築できるようにする。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

13 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ・重大事態であると判断した場合は、教育委員会事務局を通じて神戸市長へ迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、調査を行う組織を設ける。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、客観的事実関係を速やかに調査する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、適切に情報を提供する。

14 その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、山田中学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改定を行う。